

1 はじめに

○前回発表（2025/1/28）「デジタル空間における情報流通の健全性の確保と地方自治・行政への含意」

○1年間のフォローアップ

○自治体の対応

2 この1年の動き

2025年

2月 トランプ大統領によるEUのDSA批判

4月 情プラ法施行（削除対応の迅速化と透明性確保規律）

4月 鳥取県改正青少年健全育成条例施行

4月 犯罪対策閣僚会議国民を詐欺から守るための総合対策2.0

4月 公職選挙法改正

6月 ギャンブル依存症対策基本法改正

6月 選挙運動に関する各党協議会によるメッセージ

7月 参議院議員選挙

7月 こども家庭庁青少年ネット利用環境整備検討会インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ課題と整理

9月 AI法施行

9月 自民党外国勢力によるデジタル情報干渉に対する緊急提言

9月 総務省デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会中間とりまとめ

9月 法務省侮辱罪の施行状況に関する刑事検討会

9月 自民党総裁選

10月 宮城県知事選挙

12月 兵庫県インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例

12月 オーストラリア2024年オンライン安全法施行（ソーシャルメディア最低年齢枠組み（SMMA））

12月 SMAJ デジタル空間の健全性確保に向けた業界イニシアティブ

12月 ロイター通信、Meta社のプレイブック報道

2026年

1月 宮城県議会インターネット上の誹謗中傷等の対策に係る条例検討会

1 月 こども家庭庁青少年ネット利用環境整備検討会青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループ

1 月 鳥取県改正人権尊重の社会づくり条例施行

3 情報流通プラットフォーム対処法等

○情報流通プラットフォーム対処法

情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、**「被害者救済」と発信者の「表現の自由」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ**、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようするための法制度を整備するもの。



https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

・権利侵害情報への対応に加えて、違法情報にも透明性確保規律を及ぼす（違法情報ガイドライン）

○デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会中間とりまとめ

・情報流通健全性確保検討会の取りまとめを受けて、デジタル広告(WG 主査: 曾我部教授)及びデジタル空間における情報流通に係る制度(WG 主査: 山本龍彦教授)について検討

・デジタル広告

①なりすまし型偽広告への対応

②商標権侵害等について PF モニタリングの指針

③デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス

・デジタル空間における情報流通に係る制度

情報の種類		現状	課題	中間取りまとめにおける提言
違法情報	権利侵害情報	情プラ法の迅速化規律が 適用	— (情プラ法が4/1に施行)	情プラ法の適切な運用
	法令違反情報	情プラ法の迅速化規律は 適用外 ※1	事業者による判断や対応が、以下の理由により、必ずしも迅速に行われない可能性。 ・事業者によっては、行政機関向けの通報窓口がない。 ・事業者によっては、通報の優先対応をしていない。	行政機関からの通報に対する迅速な対応 は、制度的対応の方向性として有効な手段。表現の自由にも配慮しつつ、ニーズを把握した上で、 ➢ 窓口整備などの体制整備 ：実態を把握・分析し、対応を検討 ➢ 通報する情報の範囲 ：特に優先的に対応すべき法令違反情報の絞り込みを行った上で、通報を行う行政機関の透明性の確保の在り方と併せて、対応を検討 ➢ 発信者の手続保障 ：異議申立手続を追加的に整備するなど、発信者への手続保障のための対応を検討
有害情報		情プラ法の迅速化規律は 適用外 ※1	法令により個別の情報の削除を事業者に求めることは、表現の自由の観点から、極めて慎重であるべき。	・一部の有害情報※2については、 個別法において違法であることを明確化したり、新たに違法化されることで、事業者による削除等の適切な対応が図られる ・「サービス設計に着目した対応」も併せて検討 (⇒次ページ以降参照)

※1 事業者が自ら定め公表する削除等の基準に含めている場合には、これらの情報に対しても情報流通プラットフォーム対処法の透明化規律(運用状況の公表義務)が課せられる。

※2 法益侵害を発生させ、または惹起が確実な情報としての社会的コンセンサスが得られるような場合

課題	サービス設計による対応	中間取りまとめにおける提言
違法・有害情報の流通・拡散	レコメンド(推奨)機能の透明化等	・①レコメンドシステムの透明性の確保、②プロファイリングに基づかない情報表示の選択肢の利用者への提供等、 制度的対応を中心に検討を深めていくことが適当
	収益化停止措置	・インプレッション数獲得目当ての投稿を減らす等、一定の効果が見込まれるが、表現内容に一定の制約を与えるものであり、有害情報に対する一律の収益化停止措置は、現時点では慎重な検討を要する。 ・ まずは事業者自らが取組を約束する※ことでの対応することが望ましい。 ・事業者の取組が不十分な場合、速やかに制度的対応を検討することが適当。 ・ ただし、災害時など速やかな対応が求められる状況では、制度的対応もあり得る。
	リスク評価・軽減措置	・事業者ごとにサービスの内容は様々であり、当該サービスに具備される機能がもたらす様々なリスクへの対応はサービスを設計する事業者自身が実施すべきものである。 まずは事業者自らが取組を約束する※ことでの対応することが望ましい。
適切な情報表示	信頼できる情報の優先表示 AI生成物へのラベル付与	・事業者の取組が不十分な場合、速やかに制度的対応を検討することが適当。
利用者の確認	アカウント開設時の本人確認	・匿名表現の自由の保障の観点から、合憲性の評価の際には慎重な比較衡量を行うことが必要。

※ 業界団体が策定する約束集(行動規範)。総務省は、**年内の策定**に向けて、積極的に支援等を行うべき。

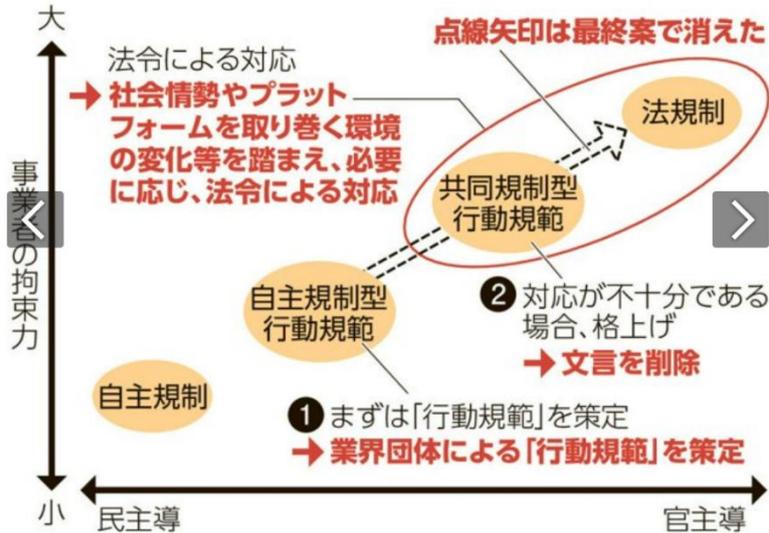
https://www.soumu.go.jp/main_content/001016429.pdf

・規制手法をめぐる議論

2 / 5

SNS事業者などの制度的対応のイメージ

総務省の検討会の資料から。**太字**は最終案での変更点



https://digital.asahi.com/articles/photo/AS20250929000299.html?iref=pc_photo_gallery_ext_arrow

○SMAJ デジタル空間の健全性確保に向けた業界イニシアティブ

偽・誤情報等への適切な対処、情報の真正性の向上に資する取組、ステークホルダーとの連携・協力に向けた取組、ICT リテラシー向上に関する取組、ユーザーの真正性の確保

[https://smaj.or.jp/wp-](https://smaj.or.jp/wp-content/uploads/2025/12/SMAJ-%E3%83%87%E3%82%B8%E3%82%BF%E3%83%AB%E7%A9%BA%E9%96%93%E3%81%AE%E5%81%A5%E5%85%A8%E6%80%A7%E7%A2%BA%E4%BF%9D%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%9F%E6%A5%AD%E7%95%8C%E3%82%A4%E3%83%8B%E3%82%B7%E3%82%A2%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%96.pdf)

[content/uploads/2025/12/SMAJ-%E3%83%87%E3%82%B8%E3%82%BF%E3%83%AB%E7%A9%BA%E9%96%93%E3%81%AE%E5%81%A5%E5%85%A8%E6%80%A7%E7%A2%BA%E4%BF%9D%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%9F%E6%A5%AD%E7%95%8C%E3%82%A4%E3%83%8B%E3%82%B7%E3%82%A2%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%96.pdf](https://smaj.or.jp/wp-content/uploads/2025/12/SMAJ-%E3%83%87%E3%82%B8%E3%82%BF%E3%83%AB%E7%A9%BA%E9%96%93%E3%81%AE%E5%81%A5%E5%85%A8%E6%80%A7%E7%A2%BA%E4%BF%9D%E3%81%AB%E5%90%91%E3%81%91%E3%81%9F%E6%A5%AD%E7%95%8C%E3%82%A4%E3%83%8B%E3%82%B7%E3%82%A2%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%96.pdf)

○論点

海外プラットフォーム事業者規制の難しさ、とくに収益化停止の問題

AI法との調整

4 誹謗中傷関係

○情プラ法（旧プロ責法）による発信者情報開示の仕組みの合理化

・AV ビットトレント問題の深刻化

○侮辱罪の法定刑引上げ

・法務省検討会：3年後見直し→侮辱罪の科刑状況、事例集の公表→法改正しない見込み

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00215.html

5 犯罪実行者募集情報・オンラインカジノ関係

○国民を詐欺から守るための総合対策 2.0

・2024 年闇バイト緊急対策との統合、犯罪実行者募集情報の削除等の取組を促進→IHC 運用ガイドライン、違法情報ガイドライン

○オンラインカジノ問題

・ギャンブル依存症対策基本法の改正：違法オンラインギャンブル等ウェブサイト等を提示する行為の禁止、インターネットを利用して不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等に誘導する行為の禁止（検索は入らず）→IHC 運用ガイドライン、違法情報ガイドラインの改正

6 選挙関係

○公職選挙法附則（令和 7 年 4 月 2 日法律第 19 号）

（検討）

3 選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

○「選挙運動に関する各党協議会によるメッセージ—選挙における SNS 利用の在り方と「二馬力」行為への対応について—」（令和 7 年（2025 年）6 月 27 日）

私たち「選挙運動に関する各党協議会」は、昨今、民主主義の根幹をなす大切な選挙において、SNS 上で偽・誤情報が流通したり、いわゆる「二馬力」行為が行われたりすることは、選挙の公平・公正を阻害するとの問題意識を共有しました。

これらの問題を解決すべく、法制化等に向け、引き続き議論・検討を行い、国民の皆様の期待に応えられるよう努力いたします。

プラットフォーム事業者の皆様には、健全で公正な選挙の実現のため、選挙時における偽・誤情報、誹謗中傷の拡散や、それらを加速させる収益化プログラム、また不正・多重アカウントの問題について、引き続き改善の努力をお願いします。

当選の意思のない候補者がほかの候補者を応援するいわゆる「二馬力」行為については、立候補者が、自らの当選のために努力するという「宣誓書」の提出を求めることなど具体的な方策を検討します。

主権者たる国民の皆様には、SNS などを価値的に活用され、日本の民主主義の発展に寄与して下さることを期待いたします。

とくに、SNS 上を飛び交う多くの情報について、その発信源や真偽を確認することを心よりお願いいたします。国民が一丸となり、日本の民主主義、政治を健全に成長させていきましょう。

○参政党とロシア選挙介入疑惑：グレーズーン戦術、サイバー攻撃と偽情報のハイブリッ

ド型の対応→自民党提言

○平デジタル大臣記者会見（25/9/9）

（問）現在一つ懸案として外国勢力による SNS 介入の問題があると思うのですが、これについて残りの任期中に、在任中にどう道筋をつけていくかという点を伺えればと思います。

（答）これに関してはかなり私は問題意識を持って取り組んでまいりました。実際の担当大臣は誰かといえば官房長官ということになるのだらうと思います。先般は自民党から緊急提言を受け、官房長官のもとで内閣官房においてこういった事象に対する対応を強化するということが官房長官からご発言があったと思います。ということで大体の内閣官房の機能強化ということで道筋はできたと思っており、今後官房長官のもとでこちらもしっかりキャパシティビルディング、キャパビルをやっていただきたいと思いますし、その枠組みの中で国家サイバー統括室も組み込まれていますので、担当大臣として必要な助言はしていきたいと思っています。

○衆議院議員総選挙公示日総務大臣談話（26/1/27）：PFにも要請

投票のための情報を集める方法は様々です。SNS等インターネット上の情報には様々なものがありますが、誰が発信したのか、事実を述べているのかなど、その情報の正確性を的確に判断することが重要だと考えます。SNS等の発信、拡散に当たっては、情報の真偽をよく確かめてから発信することが必要です。

7 こども関係

○諸外国の動き

（参考）諸外国におけるSNS規制について

 オーストラリア	・オンライン安全法において、SNS事業者に対して16歳未満がSNSのアカウントを保有できないようにする措置を義務付け。違反した事業者には厳しい罰則あり。（最大約50億円の過料）（2025.12.10施行） ・規制対象のSNSは現時点で10（Facebook, Instagram, Kick, Reddit, Snapchat, Threads, TikTok, Twitch, X, YouTube）
 米国	・2025年10月上旬時点で、50州のうち10州（テネシー、ミシシッピ、テキサス、フロリダ等）でこどものSNS利用を規制する州法が施行されており、新たに今後バーモント、ミネソタ、ネブラスカ、バージニアの4州でも州法の施行が予定されている。 ・ただし、SNS事業者による差止め訴訟が相次ぎ、少なくともこれまで7州で施行差止め中。（報道ベース、詳細不明）
 EU	・欧州議会の本会議にて、未成年者のSNS利用に関する制限を求める決議（「オンラインにおける未成年者の保護に関する報告書」）を可決。（2025.11.26）※決議書に法的拘束力は無し ・具体的には、13歳未満の未成年者は完全利用禁止、13～16歳までの未成年者のアクセス（アカウント作成・利用）について保護者の許可が必要としている。
 フランス	・2023年、15歳未満のこどもがSNSのアカウントを作成する際に保護者の同意を義務付ける法律が成立するも、EU規則違反で停止。（報道ベース） ・2026年1月に法案審議を開始し、9月から「15歳未満へのSNS提供禁止」と「高校での携帯電話使用禁止（既存の幼稚園～中学校の禁止措置を拡大）」を柱とする法律を施行予定。（報道ベース）
 ドイツ	・13～16歳のこどもがSNSを利用する際に保護者の同意が必要。（報道ベース）
 デンマーク	・議会冒頭演説にてメッテ・フレデリクセン首相が「15歳未満のSNS利用を禁止する法案（13歳からは保護者の選択で利用を許可）」の提出を表明。（2025.10.7）（報道ベース）
 ノルウェー	・2025年6月時点で、15歳未満のSNS利用を禁止する新法を検討中。（報道ベース）
 ニュージーランド	・クリストファー・ラクソン首相率いる与党・国民党が16歳未満のSNS利用を禁止する法案を議会に提出。（2025.5.6） 法案ではSNS事業者に年齢確認を義務付け、違反した場合最高で200万NZドル（約1億7000万円）の過料。（報道ベース）
 マレーシア	・2026年以降16歳未満のSNS利用制限を導入する方針を示した。（2025.11.23）（報道ベース）
 インドネシア	・「電子システム提供者のこども保護に関するガバナンス規則」（通称PP Tunas）に基づき、13～16歳のSNS利用を制限。（2026.3.1施行予定）。プラットフォーム事業者によるこどものデータ収集も禁止され、違反の場合は警告・罰金・アクセス遮断が行われる。（報道ベース）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/259543e6-76c4-4583-8385-661ca9778c65/3932cb21/20260119_councils_internet-kaigi_259543e6_04.pdf

○国内での問題関心の高まり：コンダクトリスクの顕在化

● 昨今の報道概要は以下のとおり。

①リスクの多様化への対応（青少年インターネット環境整備法）		⑤消費者関連リスク	
海外	241130_日経2面_子どものSNS、各国制限	課金	231206_読売新聞_親のクレカで30万円超の「投げ銭」、初回だけ格安の化粧品購入…小中高生の消費トラブル増で相談相次ぐ
	251004_読売3面_SNS年齢制限「表現の自由」の壁		231214_東京8面_スマホ課金 親子でルールを
	230920_NHK_英 ネット上の有害情報から子どもを守るための法律が成立へ		251004_産経1面_10歳が460万円課金 提訴へ
	231110_日経(夕)3面_YouTubeとTikTok 欧州委が調査		
	231111_日経12面_メタとスナップも調査 欧州委、ユーチューブに続き	⑥横断的リスク（生成AI等）	
	250918_日経1面_EU、SNS規制法提出へ	DFP	231009_日経17面_いまを解き明かす「うちの子見て」が危険招く
	251004_読売1面_米、子供のSNS規制拡大		250706_東京新聞_卒アル悪用、性的加工し拡散
	240126_東京(夕)6面_ソーシャルメディア 子ども禁止法案可決 米フロリダ州	自殺	250918_読売7面_米若者自殺 AIが指南か
240911_朝日9面_豪首相、子どものSNS禁止法案			
関連法	231118_読売11面_日本の共同規制 弱い実行性		
地方条例	250601_NHK_性的ディープフェイク 条例改正で行政罰導入方針 鳥取県		
②リスクの多様化への対応（民間企業等による自主的な取組）		⑦横断的リスク（低年齢化、長時間利用、心身への影響、アルゴリズム）	
インスタ取組	240111_朝日6面_インスタ有害投稿18歳未満閲覧制限	低年齢化、長時間利用、依存	240401_東京4面_ネット利用増小学生3時間46分 国調査
	250122_読売29面_メタ国内導入 有害情報から保護 13~17歳 インスタ1日1時間		230326_東京20面_ネット依存コロナ禍の子どもたち
③コンテンツ・リスク（アダルト広告等）			230529_読売28面_脳の成熟「本能」先行
アダルト広告	241025_毎日新聞6面_アダルト広告への意見	メンタル	230524_ネット記事_未成年のSNS利用「深刻な影響」に警鐘 米医師総監
④コンダクト/コンタクトリスク（闇バイト、いじめ、セクスティング）		瘦身願望	231026_朝日3面_「若者に悪影響」メタを提訴
闇バイト	241204_時事通信_闇バイト応募者、保護125件 10~20代が7割—警察庁	視力低下	231129_日経46面_視力1.0未満の子 最多
	241217_朝日新聞デジタル_中3男子がクリスマスのため闇バイトか	アルゴリズム	230529_読売1面_小5「バナナ320本で死ぬ」「都市伝説」受信6時間
いじめ	240216_毎日22面_SNSで中傷中3自殺		230704_読売(夕)1面_SNSに偏り 認識4割
性被害 (セクスティン ションなど)	230730_東京16面_新たに罰則化グルーミングって? 性目的子どもでなづけ		231107_朝日(夕)8面_13歳 TikTok見続けたら—有害コンテンツ 表示次々
	231125_日経43面_性的画像送らせ金品要求	OD	231004_読売(夕)9面_薬物過剰摂取女性が8割
240311_朝日26面_子どもへの性暴力第9部加害者を考える 寂しき募り出会い系アプリへ	(大麻)	231218_毎日23面_「ト一横」29人—斉補導	
		230804_読売29面_大麻乱用 若者に蔓延	
		(中学生の意見)	230908_朝日14面_小学生のスマホ大人も考えて

20

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/259543e6-76c4-4583-8385-661ca9778c65/6a1ce814/20260119_councils_internet-kaigi_259543e6_03.pdf

8 自治体の動き

○兵庫県条例

インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例の概要

基本的考え方

- SNSをはじめとするインターネットにおける誹謗中傷、プライバシー侵害、不当な差別等による人権侵害が深刻な社会問題となっている
- そうした中、国も法律を改正し、**情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）**を制定（R7.4.1施行）
→大規模プラットフォーム事業者に対し、削除申出に対する対応の迅速化、削除基準の策定・公表等の措置が義務付け
- 県としても、**取り組むべき施策や関係者の責務を明確化**するため、新たに**条例を制定**
<県として取り組むべき施策>
 - ① **啓発等の実施** →誹謗中傷等を行わないことを県民の責務として明記
 - ② **相談体制の整備** →情プラ法に基づく権利救済が図れるよう、被害者の方に寄り添った支援を実施
 - ③ **不当な差別への対応** →主に集団に向けられる不当な差別は、情プラ法に基づく個人からの削除申出がなされずに放置され、差別を助長・誘発するおそれが強いことから、県が削除要請・発信者への行政指導を実施

条例の構成

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○前文
社会全体でインターネット上の人権侵害防止の取組及び被害者支援を推進○責務（第2条～第5条）
県：人権侵害行為防止施策・被害者支援施策の実施
県民：誹謗中傷等を行わない等
事業者：人権侵害行為防止・被害者支援の必要性の理解等
市 町：地域の実情に応じた施策の実施等○啓発・教育等の実施（第6条）
人権尊重の理念に対する理解を深め、リテラシー向上に取り組む等、人権侵害の防止に向けた啓発、教育その他の施策を実施 | <ul style="list-style-type: none">○相談等の支援（第7条）
被害者の心理的負担の軽減等のため、相談支援体制を整備。削除要請の方法の助言、専門窓口の紹介等○不当な差別への対応（第8条～第12条）
不当な差別情報のモニタリング、削除要請、発信者への行政指導
表現の自由に配慮し、予め基準を策定・公表するとともに、実施状況を毎年度公表○行財政上の措置等（第13条）
施策を推進するため、行政上又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずる |
|---|---|

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/netjorei.html>

○鳥取県青少年健全育成条例

子どもたちを犯罪などの被害者にも加害者にもさせないために 鳥取県青少年健全育成条例を改正 しました

one



保護者、学校関係者及び関係団体は

青少年（18歳未満の子ども）がSNSを利用する際、個人情報の漏えい、いじめ、誹謗中傷、性的な被害等に遭わないよう、SNSの適切な利用方法を指導していただくようお願いします。

two



保護者は

次に掲げる事項について、青少年の権利を尊重しつつ、ペアレンタルコントロール(※)を適切に実施してください。

- いわゆる闇バイトを募集する広告やオンラインカジノなどに誘引する有害情報の閲覧および視聴を防止すること
- SNSアプリについて、保護者が同意したものに限り利用できるようにすること

(※)ペアレンタルコントロールとは・・・
「あんしんフィルター」などの青少年有害情報フィルタリングサービスを利用すること等により、有害サイトへのアクセスや利用できるアプリ、スマートフォンの利用時間を制限すること。

three



いかなる人も

児童ポルノ等の作成・製造・提供をしてはいけません。

児童ポルノには、生成AI等を利用して実在する青少年の顔画像を加工したもの（いわゆるディープフェイクポルノ、性的ディープフェイク）を含みます。

- 違反した場合、
- 5万円以下の過料
- 氏名等の公表

の対象となる場合があります。

four



いかなる人も

青少年が賭博（オンラインカジノを含む。）や犯罪行為を行う機会をインターネットにより提供してはいけません。（いわゆる闇バイト広告（犯罪実行者募集情報）をネット上に掲載する行為もこれに該当します。）

five



県は

青少年や保護者からの相談に対応するための体制を整備し、関係者に対し必要な周知・啓発を行います。

SNSトラブル・ネット利用について悩んだときは、
こちらにご相談ください

青少年SNS・ネット悩みごと相談窓口
☎0857-26-7798

✉seishounensoudan@pref.tottori.lg.jp



条例改正の詳細

<https://www.pref.tottori.lg.jp/320988.htm>

○鳥取県人権尊重の社会づくり条例
（侵害情報の削除等）

第8条の2 県民は、自己に係る侵害情報（法第2条第6号に規定する侵害情報をいう。以下同じ。）であって人権相談窓口にご相談した事案に係るものについて、知事が当該侵害情報に係る特定電気通信役務提供者又は発信者（法第2条第5号に規定する発信者をいう。以下

同じ。) に対し、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めをした者（第4項において「被侵害者」という。）の権利が不当に侵害されているにもかかわらず、特定電気通信役務提供者が侵害情報送信防止措置を講じていないと認めるときは、協議会の意見を聴いた上で、当該特定電気通信役務提供者又は当該侵害情報に係る発信者に対し、その理由を示した上で、期限を定めて、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することができる。

3 知事は、前項の要請を受けた発信者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、協議会の意見を聴いた上で、当該発信者に対して、期限を定めて、当該要請に係る侵害情報送信防止措置を講ずるよう命ずることができる。

4 知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称（その者が法人である場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地）及び当該命令の内容を公表することができる。この場合において、当該公表による被侵害者の権利の保護に十分配慮するものとする。

5 第2項の要請、第3項の命令及び第4項の公表（以下「防止措置要請等」という。）は、表現の自由に十分配慮して行わなければならない。

6 防止措置要請等は、その当事者が未成年者であるときは、当該当事者の心身への影響に十分配慮して行わなければならない。

→投稿者への削除命令を課す条例は初と見られる

○宮城県ファクトチェック問題

・記者会見（10/27）

まず、1つ目は選挙のファクトチェックについてです。あのような形で一つの政党が全力で1人の候補者にかぶさってきて、徹底的に誹謗中傷や、デマをたたみかけてこられると、残念ながらそれ以外にもやることはいっぱいありますので、一個人の事務所では対応できないです。私の選挙は終わりましたので、私のためではなく、これから衆議院や参議院議員選挙、首長選挙がありますから、そのときのために県として第三者的な立場でファクトチェックをして、問題があれば告発をするということについて県警や、県の顧問弁護士を含めて、どうすればいいのかを検討してほしいと指示しました。今後、衆議院議員選挙が行われたときに、それぞれの事務所や候補者からこういう事実があると言われたときに、県が中立的な立場でしっかり調べた上で、問題があるならばそれを警察にちゃんと伝える。告発するのは候補者ですけれども、その間を取り持つようなことができるかどうかということ、やるとは決めていませんが、まず宮城県として考えてみたいと思います。それが1つ目です。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/chiji-kaiken/kk-251027.html>